

# 神戸教育短期大学 学則

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として、こども学に関する実際的な専門の学芸を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。

2 こども学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

### (自己点検・評価)

第 1 条の 2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動ならびに運営等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検および評価に関する事項は別に定める。

### (教育内容等の改善)

第 1 条の 3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については別に定める。

## 第 2 章 学科、学生定員および修業年限

### (学科および学生定員)

第 2 条 本学において設置する学科およびその学生定員は次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
こども学科	130 人	260 人

### (修業年限および在学年限)

第 3 条 本学の修業年限は 2 年とする。

2 学生は、4 年を超えて在学することはできない。

## 第 3 章 学年、学期および休業日

### (学 年)

第 4 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

### (学 期)

第 5 条 学年を分けて次の 2 期とする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は学期の授業日数の多寡を勘案して、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

### (休 業 日)

第 6 条 本学における休業日を次のとおり定める。

日曜日および土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日

学院の創立記念日 4 月 13 日

夏期休業日 8 月 1 日から 9 月 30 日まで

冬期休業日 12 月 24 日から 1 月 7 日まで

春期休業日 3 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

### (授 業 日 数)

第 7 条 1 年間の授業をおこなう期間は、試験等の期間を含め年間 35 週にわたるものとする。

## 第 4 章 入学、退学、転学および休学

(入学の時期)

第 8 条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第 9 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 1 月 31 日文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) その他本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 10 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第 11 条 前条の入学志願者については別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第 12 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の書類を提出するとともに入学料等を納入しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学、転入学)

第 13 条 本学に再入学または転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(保証人)

第 14 条 入学を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間に届け出なければならない。

第 15 条 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。

第 16 条 保証人は父母、成年の親族またはそれらに代わる者とする。

第 17 条 保証人の変更または転居のときは、直ちに届け出なければならない。

(退学)

第 18 条 退学しようとする者は、その事由を詳記し保証人と連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(転学)

第 19 条 他の短期大学への転学を希望する者は、保証人と連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(休学)

第 20 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 か月以上修学することのできない者は、保証人と連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 21 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に

- 1 年まで延長することができる。
- 2 年度を超えて休学するときは、改めて学長に願い出て、その許可を得なければならない。
- 3 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
- 4 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第23条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第21条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等納付金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程および履修方法等

(授業科目)

第24条 授業科目を分けて、教養教育科目、初年次教育科目、キャリア教育科目および専門教育科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は別表(1)のとおりとする。

(授業の方法)

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、平成15年文部科学省告示第43号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第25条 単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、実習、実技の学修については、30時間から45時間の範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修登録及び履修登録の上限)

第26条 学生は毎学年度の当初に、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

3 学生が1年間に履修登録できる単位数の上限の取扱いについては、別に定める。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験等の時期)

第28条 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とする。ただし、授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

(再試験・追試験)

第29条 再試験・追試験については別に定める。

(学習の評価)

第30条 試験等による成績の評価はS・A・B・C・Eをもって表わし、C以上を合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100～90点	S
89～80点	A
79～70点	B
69～60点	C
59～0点	E (不合格)

## 第 6 章 卒業等

(卒業の要件)

第 3 1 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、次の各号により 62 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養教育科目 10 単位以上
- (2) 初年次教育科目 1 単位以上
- (3) 専門教育科目 47 単位以上
- (4) 教養教育科目、専門教育科目およびキャリア教育科目より任意に 4 単位以上

2 卒業の要件として修得すべき 62 単位のうち、第 24 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得した単位数は、30 単位を超えることができない。ただし、卒業要件の単位が 62 単位を超えるときは、卒業要件の単位数から 32 単位を控除した単位数を超えることができない。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第 3 1 条の 2 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生に当該短期大学又は大学の授業科目の履修を認めることがある。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30 単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。
- 3 前 2 項の規定は、本学が認めた外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は前項及び第 31 条の 3 第 2 項の単位数とあわせて 30 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 3 1 条の 3 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は第 31 条の 2 第 2 項及び第 3 項により修得したものとみなした単位数とあわせて 30 単位を超えないものとする。
- 3 前 2 項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 3 1 条の 4 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った第 31 条の 3 第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 31 条の 2 第 2 項及び第 31 条の 3 第 2 項と合わせて 30 単位を超えないものとする。

ただし、第 31 条の 2 第 3 項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。

- 4 前 3 項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(卒業)

第 3 2 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第 3 3 条 こども学科において取得できる資格および免許状の種類は次のとおりとする。

こども学科	幼稚園教諭二種免許状
	保育士資格

- 2 教育職員免許状を得ようとする者は、第 31 条に規定する卒業の要件を充足し、教育職員免許法と同施行規則並びに本学の定める科目および単位を修得しなければならない。
- 3 保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則と本学の定める科目および単位を修得しなければならない。
- 4 教育職員免許状、保育士資格の取得に係わる履修方法については別に定める。

## 第 7 章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(検定料・授業料等の金額)

第 3 4 条 本学の検定料、入学料および、授業料、施設設備費、教育充実費（以下「授業料等」という。）の金額は次のとおりとする。

検 定 料	30,000 円
入 学 料	200,000 円
授 業 料(年額)	790,000 円
施設設備費(年額)	240,000 円
教育充実費(年額)	85,000 円

(授業料等の納入期)

第 3 5 条 授業料等は、次の 2 期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(前期)

557,500 円 納期：本学が指定する期日

(後期)

557,500 円 納期：本学が指定する期日

2 入学者についても、本学が指定する期日までに納入しなければならない。

(退学等の場合の授業料等)

第 3 6 条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者または停学中の者は、当該期の授業料等全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第 3 7 条 休学をする者は、在籍料を納入することとする。

2 前項に規定する在籍料は、以下とする。

休学をする期間	在籍料
半期	100,000 円

3 休学をした者は、休学をする期間の授業料、施設費、教育充実費につき、これを免除する。

4 前三項に規定する在籍料の納入、授業料等の免除に必要な手続き等については、別に定める。

(復学の場合の授業料等)

第 3 8 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 3 9 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

(その他の費用)

第 4 0 条 入学料、授業料等のほかその他教育に必要な費用を徴収することがある。

2 前項に規定する納付金の種類、金額の納入に必要な手続き等については別に定める。

(授業料等納付金の不還付)

第 4 1 条 既納の授業料等納付金は還付しない。

## 第 8 章 教職員組織

(教 職 員)

第 4 2 条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、用務員等の職員をおく

(教職員の職務)

第 4 3 条 教職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

## 第 9 章 教授会

(教 授 会)

第44条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - 二 学位の授与
  - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。
- 4 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。
- 5 その他教授会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

## 第10章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生および長期履修生

(科目等履修生)

第45条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは本学の教育に支障のない限りにおいて、教授会で選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生には本学則第27条及び第30条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(単位互換履修生)

第45条の2 他の短期大学又は大学との協議に基づき、本学の授業科目の履修を希望する当該短期大学又は大学の学生があるときは、単位互換履修生として履修を許可することができる。

- 2 単位互換履修生には本学則第27条及び第30条の規定を準用して、単位を与えることができる。
- 3 単位互換履修生に関して必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第45条の3 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは本学の教育に支障のない限りにおいて、教授会で選考のうえ、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(長期履修生)

第45条の4 学習機会の多様化を図ることを目的として、本学で定めている修業年限を超えて履修しかつ卒業すること、また学費についても通常の学生とは異なる納入方法をとることを希望する者があるときは、選考のうえ、長期履修生として許可することができる。

- 2 長期履修生に関して必要な事項については、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為のあったときは、教授会の議を経て学長がこれを表彰する。

(罰則)

第48条 本学の規則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第12章 公開講座

(公開講座の開設)

第49条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

### 第13章 図書館

(図書館)

第50条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 3 この学則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 5 この学則は、昭和44年4月1日から施行する。
- 6 この学則は、昭和45年4月1日から施行する。
- 7 この学則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 8 この学則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 9 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 10 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 11 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 12 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 13 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 14 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 15 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 16 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 17 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 18 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 19 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 20 第2条に規定する学生定員は昭和75年度までの間は次のとおりとする。なお、( )は内数で栄養士養成施設としての指定に係る定員(卒業後に栄養士免許の取得資格を付与される者の数)である。

	昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度～昭和74年		昭和75年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政学科								
家政専攻	80人	120人	80人	160人	80人	160人	40人	120人
服飾デザイン専攻	40人	80人	40人	80人	40人	80人	40人	80人
食物栄養専攻	(80人) 120人	(160人) 200人	(80人) 120人	(160人) 240人	(80人) 120人	(160人) 240人	80人	(160人) 200人
児童教育学科	240人	480人	240人	480人	240人	480人	240人	480人
美術科	80人	160人	120人	200人	120人	240人	120人	240人
英語英文学科	200人	300人	200人	400人	200人	400人	100人	300人

21 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

22 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

23 この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第2条に規定する学生定員は平成12年度までの間は次のとおりとする。なお、( )は内数で栄養士養成施設としての指定に係る定員(卒業後に栄養士免許の取得資格を付与される者の数)である。

	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度

	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員								
家政学科												
家政専攻	80人	120人	80人	160人	80人	160人	80人	160人	80人	160人	40人	120人
服飾デザイン専攻	40人	80人	40人	80人	40人	80人	80人	120人	80人	160人	80人	160人
食物栄養専攻	(80人) 120人	(160人) 200人	(80人) 120人	(160人) 240人	(80人) 120人	(160人) 240人	(80人) 120人	(160人) 240人	(80人) 120人	(160人) 240人	80人	(160人) 200人
児童教育学科	240人	480人	240人	480人								
美術科	80人	160人	120人	200人	120人	240人	120人	240人	120人	240人	120人	240人
英語英文学科	200人	300人	200人	400人	200人	400人	200人	400人	200人	400人	100人	300人

24 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

25 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

26 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

27 この学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学生より適用する。ただし、第2条に規定する学生定員は平成12年度までの間は次のとおりとする。なお、( )は内数で栄養士養成施設としての指定に係る定員(卒業後に栄養士免許の取得資格を付与される者の数)である。

	平成5年度		平成6年～ 平成11年度		平成12年度	
	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員
家政学科						
家政専攻	—	80人	—	—	—	—
生活科学専攻	80人	80人	80人	160人	40人	120人
服飾デザイン専攻	80人	160人	80人	160人	80人	160人
食物栄養専攻	(80人) 120人	(160人) 240人	(80人) 120人	(160人) 240人	80人	(160人) 200人
児童教育学科	240人	480人	240人	480人	240人	480人
美術科	120人	240人	120人	240人	120人	240人
英語英文学科	200人	400人	200人	400人	100人	300人

28 この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学生より適用する。

29 この学則は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学生より適用する。

30 この学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学生より適用する。

31 この学則は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度入学生より適用する。

32 この学則は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度入学生より適用する。

33 この学則は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度入学生より適用する。

34 この学則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生より適用する。ただし、第2条に規定する学生定員は平成16年度までの間は次のとおりとする。なお、( )は内数で栄養士養成施設としての指定に係る定員(卒業後に栄養士免許の取得資格を付与される者の数)である。

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
家政学科												
生活科学専攻	80人	160人	40人	120人								
服飾デザイン専攻	80人	160人	80人	160人								
食物栄養専攻	(80) 120人	(160) 240人	80人	(160) 200人								
児童教育学科	240人	480人	240人	480人								
美術科	120人	240人	120人	240人								
英語英文学科	110人	310人	110人	220人	110人	220人	110人	220人	110人	220人	100人	210人

35 この学則は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度入学生より適用する。ただし、第2条に規定する学生定員は平成16年度までの間は次のとおりとする。なお、( )は内数で栄養士養成施設としての指定に係る定員(卒業後に栄養士免許の取得資格を付与される者の数)である。

	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科										
生活科学専攻	80人	160人	80人	160人	80人	160人	80人	160人	80人	160人
服飾デザイン専攻	80人	160人	80人	160人	80人	160人	80人	160人	80人	160人
食物栄養専攻	(80) 120人	(160) 240人	(80) 120人	(160) 240人	(80) 120人	(160) 240人	(80) 120人	(160) 240人	80人	(160) 200人
児童教育学科	240人	480人	240人	480人	240人	480人	240人	480人	240人	480人
美術・デザイン学科	120人	240人	120人	240人	120人	240人	120人	240人	120人	240人
英語英文学科	110人	220人	110人	220人	110人	220人	110人	220人	100人	210人

36 この学則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生より適用する。平成14年3月31日現在在籍する学生については従前の学則を適用する。ただし、第2条に規定する学生定員は平成16年度までの間は次のとおりとする。

	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科								
生活科学専攻	—	80人	—	—	—	—	—	—
ウエルネス専攻	80人	80人	80人	160人	80人	160人	80人	160人
服飾デザイン専攻	—	80人	—	—	—	—	—	—
ファッション専攻	80人	80人	80人	160人	80人	160人	80人	160人
食物栄養専攻	(80) 120人	(160) 240人	(80) 120人	(160) 240人	(80) 120人	(160) 240人	80人	(160) 200人
児童教育学科	240人	480人	240人	480人	240人	480人	240人	480人
美術・デザイン学科	120人	240人	120人	240人	120人	240人	120人	240人
英語英文学科	—	110人	—	—	—	—	—	—
人間コミュニケーション学科	100人	100人	100人	200人	100人	200人	100人	200人

※ ( ) は栄養士養成施設としての指定に係る定員（卒業後に栄養士免許の取得資格を付与される者の数）を示し、内数である。

※ 専攻科保育専攻の学生受け入れは、平成16年度よりおこなう。

37 この学則は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学生より適用する。平成15年3月31日現在在籍する学生については、従前の学則を適用する。この学則は平成15年10月1日から施行する。ただし、第2条に規定する学生定員は平成16年度までの間は次のとおりとする。

	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科								
生活科学専攻	—	80人	—	—	—	—	—	—
ウエルネス専攻	80人	80人	80人	160人	80人	160人	80人	160人
ファッション専攻	80人	80人	80人	160人	80人	160人	80人	160人
食物栄養専攻	(80) 120人	(160) 240人	(80) 120人	(160) 240人	(80) 120人	(160) 240人	80人	(160) 200人
児童教育学科	240人	480人	240人	480人	240人	480人	240人	480人
美術・デザイン学科	120人	240人	120人	240人	120人	240人	120人	240人
人間コミュニケーション学科	100人	100人	100人	200人	100人	200人	100人	200人

38 この学則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生より適用する。平成16年3月31日現在在籍する学生については、従前の学則を適用する。

39 この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学生より適用する。平成17年3月31日現在在籍する学生については、従前の学則を適用する。

40 この学則は、平成18年3月1日から施行する。

41 この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学生より適用する。平成18年3月31日現在在籍する学生については、従前の学則を適用する。

42 この学則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学生より適用する。ただし、第2条に規定する学

生定員は次のとおりとする。平成 19 年 3 月 31 日現在在籍する学生については、従前の学則を適用する。

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科						
健康科学専攻	80 人	160 人	0 人	-	-	-
ファッション専攻	80 人	160 人	60 人	140 人	60 人	120 人
食物栄養専攻	120 人	240 人	120 人	240 人	120 人	240 人
児童教育学科	240 人	480 人	240 人	480 人	240 人	480 人
美術・デザイン学科	120 人	240 人	80 人	200 人	80 人	160 人
人間コミュニケーション学科	100 人	200 人	0 人	-	-	-

家政学科健康科学専攻、人間コミュニケーション学科は平成 19 年度から募集停止とし、在学生がいなくなった時点で廃止する。

- 44 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度入学生より適用する。ただし、第 2 条に規定する学生定員は次のとおりとする。平成 19 年 3 月 31 日現在在籍する学生については、従前の学則を適用する。

	平成 20 年度	
	入学定員	収容定員
家政学科		
ファッション専攻	60 人	120 人
食物栄養専攻	120 人	240 人
児童教育学科	240 人	480 人
美術・デザイン学科	80 人	160 人
人間コミュニケーション学科	-	-

人間コミュニケーション学科は平成 19 年度から募集停止とし、在学生がいなくなった時点で廃止する。

- 45 この学則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条に規定する学生定員は次のとおりとする。

	平成 20 年度	
	入学定員	収容定員
家政学科		
ファッション専攻	60 人	120 人
食物栄養専攻	120 人	240 人
児童教育学科	240 人	480 人
美術・デザイン学科	80 人	160 人

- 46 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生より適用する。ただし、第 2 条に規定する学生定員は次のとおりとする。平成 21 年 3 月 31 日現在在籍する学生については、従前の学則を適用する。

	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科						
ファッション専攻	60 人	120 人	40 人	100 人	40 人	80 人
食物栄養専攻	120 人	240 人	100 人	220 人	100 人	200 人
児童教育学科	240 人	480 人	130 人	370 人	130 人	260 人
美術・デザイン学科	80 人	160 人	50 人	130 人	50 人	100 人

- 47 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度入学生より適用する。平成 22 年 3 月 31 日現在在籍する学生については、従前の学則を適用する。

- 48 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度本科入学生より適用する。ただし、第 2 条に規定する学生定員は次のとおりとする。

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科						
ファッション専攻	40 人	80 人	-	40 人	-	-
食物栄養専攻	100 人	200 人	-	100 人	-	-
児童教育学科	130 人	260 人	100 人	230 人	100 人	200 人
美術・デザイン学科	50 人	100 人	-	50 人	-	-

家政学科ファッション専攻、家政学科食物栄養専攻、美術・デザイン学科は、平成 23 年度から募集停止とし、在学生がいなくなった時点で廃止する。また、専攻科（美術・デザイン専攻）は平成 23 年度から募集停止、専攻科（保育専攻）は、平成 25 年度から募集停止とし、在学生がいなくなった時点で廃止する。平成 23 年 3 月 31 日現在児童教育学科に在籍する学生ならびに平成 24 年度までの専攻科（保育専攻）入学生については、従前の学則を適用する。

49 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学生より適用する。専攻科(保育専攻)の規定については、平成 24 年度本科入学生には適用しない。

50 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学生より適用する。

51 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度入学生より適用する。ただし、第 24 条関係の別表(1)については、平成 26 年度入学生より適用する。

52 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度入学生より適用する。ただし、「キリスト教学 A」「キリスト教学 B」については、平成 26 年度入学生より適用する。

53 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生より適用する。

54 この学則は、2017 年 4 月 1 日から施行し、2017 年度入学生より適用する。

55 この学則は、2018 年 4 月 1 日から施行し、2018 年度入学生より適用する。ただし、第 2 条に規定する学生定員は、2019 年 4 月 1 日から施行し、2019 年度入学生より適用する。

56 この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行し、2019 年度入学生より適用する。ただし、第 2 条に規定する学生定員は次のとおりとする。

	2018 年度		2019 年度		2020 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
児童教育学科	170 人	340 人	130 人	300 人	130 人	260 人

57 この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行し、2020 年度入学生より適用する。ただし、第 2 条に規定する学生定員は次のとおりとする。

	2019 年度		2020 年度		2021 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
児童教育学科	130 人	300 人	—	130 人	—	—
こども学科	—	—	130 人	130 人	130 人	260 人

58 この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行し、2022 年度入学生より適用する。ただし、第 2 条に規定する学生定員は次のとおりとする。

	2022 年度	
	入学定員	収容定員
児童教育学科	—	—
こども学科	130 人	260 人

59 この学則は、2023 年 4 月 1 日から施行し、2023 年度入学生より適用する。ただし、第 35 条の規定は 2022 年度以前の入学生にも適用する。

60 この学則は、2024 年 4 月 1 日から施行し、2024 年度入学生より適用する。ただし、第 24 条の 2 及び第 25 条、第 26 条、第 31 条の規定は、2023 年度入学生にも適用する。

別表1(第24条関係)

## 教養教育科目

授 業 科 目 名		必修	選択	備考
テ ク リ エ イ 教 養	キ リ ス ト 教 学	1		1単位必修を含む2単 位以上必須
	日 本 国 憲 法		2	
	* 放 送 大 学 科 目			
ア ス キ プ ル	文 章 の ト レ ー ニ ン グ		1	
	情 報 処 理		2	
外 国 語	英 語 コ ミュ ニ ケー ション		2	うち母語を除く2単 位以上選択必修
	総 合 英 語		2	
	総 合 日 本 語		2	
	日 本 語 I		1	
	日 本 語 II		1	
ス ポ ー ツ	生 涯 ス ポ ー ツ A		1	うち1単位以上選択 必修
	生 涯 ス ポ ー ツ B		1	
	体 育 理 論		1	
計		1	16	

初年次教育科目

授 業 科 目 名	必修	選択	備考
初 年 次 教 育	1		
計	1		

キャリア教育科目

授 業 科 目 名	必修	選択	備考
キ ャ リ ア ス タ デ ィ		1	
キ ャ リ ア サ ポ ー ト A		1	
キ ャ リ ア サ ポ ー ト B		1	
計		3	

専門教育科目

授 業 科 目 名	必修	選択	備考
教 職 総 論	2		
教 育 原 理	2		
保 育 原 理		2	
社 会 的 養 護 I		2	
社 会 的 養 護 II		1	
教 育 心 理 学	2		
教 育 方 法 論		2	
子 ど も の 理 解 と 援 助		1	
教 育 課 程 論	2		
社 会 福 祉		2	
子 ど も の 保 健		2	
子 ど も の 健 康 と 安 全		1	
障 害 児 保 育		2	
子 ど も 家 庭 福 祉		2	
子 育 て 支 援		1	
子 ども家庭支援の心理学		2	
子 ども 家 庭 支 援 論		2	
保 育 内 容 総 論		1	
保 育 内 容 ・ 健 康 I		1	
保 育 内 容 ・ 環 境 I		1	
保 育 内 容 ・ 言 葉 I		1	
保 育 内 容 ・ 表 現		1	
保 育 内 容 ・ 造 形 表 現 II		1	
保 育 内 容 ・ 音 楽 表 現 II		1	
保 育 内 容 ・ 身 体 表 現 II		1	
保 育 内 容 ・ 健 康 の 指 導 法		1	
保 育 内 容 ・ 人 間 関 係 の 指 導 法		1	
保 育 内 容 ・ 環 境 の 指 導 法		1	
保 育 内 容 ・ 言 葉 の 指 導 法		1	
保 育 内 容 ・ 造 形 表 現 の 指 導 法		1	
保 育 内 容 ・ 音 楽 表 現 の 指 導 法		1	
保 育 内 容 ・ 身 体 表 現 の 指 導 法		1	
I C T と 保 育		1	
子 ど も の 食 と 栄 養		2	
乳 児 保 育 I		2	
乳 児 保 育 II		1	
幼 児 理 解 の 理 論 及 び 方 法 ( 教 育 相 談 を 含 む )		2	
保 育 ・ 教 職 実 践 演 習 ( 幼 )		2	

授 業 科 目 名	必修	選択	備考
こ ども と 健 康		1	
こ ども と 人 間 関 係		1	
こ ども と 環 境		1	
こ と も と 言 葉		1	
こ ども と 表 現		2	
教 育 福 祉 行 政		2	
臨 床 心 理 学		2	
障 害 児 の 心 理		2	
カ ウ ン セ リ ン グ 特 論		2	
保 育 英 語		1	
子 ども 学 ゼ ミ A		1	うち2単位以上選択 必修
子 ども 学 ゼ ミ B		1	
子 ども 学 ゼ ミ C		1	
子 ども 学 ゼ ミ D		1	
特 別 支 援 教 育 概 論		2	
教 育 実 習 事 前 ・ 事 後 指 導 ( 幼 )		1	
こ ども 音 楽 療 育 概 論		2	
こ ども 音 楽 療 育 演 習		1	
こ ども 音 楽 療 育 実 習		1	
リ ト ミ ッ ク		1	
絵 本 講 座 I		2	
絵 本 講 座 II		2	
こ ども と 音 楽		1	
こ ども と 造 形		2	
こ ども と 体 育		1	
ピ ア ノ 演 習 A		1	
立 体 造 形 演 習		1	
身 体 表 現 遊 び		1	
在 宅 保 育		2	
キ ッ ズ ダ ン ス ( Hip Hop ) A		1	
キ ッ ズ ダ ン ス ( Hip Hop ) B		1	
教 育 実 習 ( 幼 )		4	
保 育 実 習 指 導 I A		1	
保 育 実 習 指 導 I B		1	
保 育 実 習 指 導 II		1	
保 育 実 習 指 導 III		1	
保 育 実 習 I A		2	
保 育 実 習 I B		2	
保 育 実 習 II		2	
保 育 実 習 III		2	
計	8	105	